

巻頭言

虹の彼方に何が立ち現れているか、 協同組合とは「何」であるのか

島村 博(協同総合研究所 主任研究員)

本年11月に開催されるICA総会で、ICA年アイデンティティー声明中の「原則」の「解釈指針」(ガイドランス・ノート)と称される文書が審議・採択されるとの由である。

協同組合とは何であるのかと、協同組合の「原則」とは、「何」からすれば展開、「原則」からすれば収斂又は帰納という関係に立つ。では、「何」は何により把握されるのか。

この「何」を協同組合規定と呼ぶことにする。規定は概念の一契機にすぎず不完全なものであるが故に、経済学、経営学、社会学、哲学等において提出される認識による補完の必要がある。ここでは、不完全さを自覚しつつ法的意義での「規定」に視野を限定する。「原則」についても同様とすると、それは組織基準を示す組合基準において検出される。

だが、「規定」と「組合基準」を展開又は収斂の関係において区別する実益があるのかと問うと、法的意義ではそれは乏しい。協同組合とは何であるのか、つまり協同組合規定は、ここでは、協同組合組織とは「何」であるのかという問いとびったり整合するからである。協同組合「である」ことは、されば、組合基準により示される。我が国の現行法上の組合基準については各協同組合法を参照いただくとして、目を欧州に転じてみよう。

21世紀初頭、欧州連合理事会は、それまでのEU各国における協同組合法制史の機軸を一応の合意点としつつ、equal footingを導き手として協同組合規則と称する多国籍協同組合法を03年に採択した。ここに、「同一の競争条件を保証し、かつ、

協同組合企業の経済的發展に貢献することを切望し、全加盟国で一般に承認された組織形式である協同組合に対し、国境を越えた事業開発を促進する…法的用具」(英独仏版「規則」前文6。以下、引用は邦語の表記法、文言に近い国の版に拠る。)が整えられる。むろん、それは(仏独版・6)「協同組合が他の企業形式と同一の基盤の上で経済活動に参加可能な有利な環境」を保証する一環としてである。

前文の第7以下、第10パラグラフにおいて、組合に固有の運用原則particular operating principles ; des principes de fonctionnement particuliers; die besondere Funktionsprinzipienが論じられる。その一例は「民主的組織構造及び監督並びに会計年度の純剰余の公平な配分」(各国語版・7)において示され、こうした固有の原則は(英仏版・8)「個人を第一とする原則」、(独版)「資本に対する人の優越という原理」に係り、(仏版)「組合員の加入、脱退及び除名の要件に係る。当該の原理は、議決権が人格に結びつくということで「1人1票」で言い表され、かつ、(英仏版)「組合の資産に対しいかなる権利も行使することはできない」、(独版)「組合の財産に手を返してそれを掴むことは禁じられている」。むろん、(仏版・9)「一定の比率で、非利用者である投資組合員」を組合員とすることができる。

第10パラグラフで以下7つの原則が列挙される。1) 経営原則は組合員の相互利益の実現を目的とするものであり、2) 組合員資格は(英版)「顧客、被雇用者又は供給者でもある」者に認められ、

3) (仏版)「組合への貢献を反映させるために加重投票方法」が採用される一方、「監督は組合員間で平等に権利として与えられ」、4) (独版)「外部資本及び貸分に付される利子は制限」され、5) 剰余は割戻され、又は組合員の要求の満足のために使用され、6) 人為的加入制限を設けず、7) 清算時の残余財産は (英仏版)「類似の目的又は公益目的に従事する他の協同組合組織」(独版、「比較の対象となり得る目的に従事し又は公益に寄与する協同組合的構造を有する他の機関」)に (英仏版)「分配」(独版、「譲渡」)されるものであること。

第7以下第10パラグラフは各加盟国において一般に承認された「何」「である」を掲げたものであるかに思える。たしかに、第10において掲げられた原則は概ねEU加盟国各国においても認められるが、第1条以下第80条の本体規定は欧州協同組合SCEかぎりのものである。例えば、第59条で議決権が規定され、協同組合金融機関では1組合員あたり5票又は議決権数の20%を閾値として累積議決権制度の導入(第2項第2文)を認め、投資組合員には総議決権数の25%を限度として議決権の保有(同第3項)を認めるものの、各国における複数議決権の容認はこうした規定に制約されない。EU規則は、各国協同組合法の調和化 harmonizationを図るものではないからである。

よって、実定法上での「何」「である」をEU各国について尋ねると、英独仏の協同組合法が組合基準という定めを掲げていないことに気づかされる。むしろ、総則や統治の章にそれぞれ原則に相当する定めが掲げられるが、注意が引かれるのは、組合の本質規定と称される定めがここ最近になって改定されたことである。むしろ、2014年の英国法(第1章第1節第2条「登記」3)は、産業節約法以来、協同組合とは、投資資金等に配当等を主として支払うために利益を生み出すことを目的とする会社を含むものではないと、商行為範疇としての非営利団体を明示するに止まるので、趣を異にする。

対して、ドイツ法は第1条で「組合の本質」と

題し、「協同組合とは、組合員数が限定されず、組合員の産業若しくは経済又は社会的若しくは文化的関心事を共同の事業により促進することを目的とし、この法律により「登録(済)協同組合」の権利を取得したものをいう」(2006年改正法)とし、フランス法でも第1条で「協同組合とは、自発的に結集した者らが共同の努力により、かつ、必要な資力を確立することにより、その者らの経済的又は社会的必要を満たすために設立する組合をいう」(2014年に改正)とする。ちなみに、フランス法の「経済的又は社会的必要」なるくんだりには1992年改正で登場した文言、「組合員の経済的又は/及び社会的活動」に連なるもので、これ自体は、本誌で記したように、「欧州協同組合の規定に関する理事会規則提案」(1992)第1条3号に掲げられた「組合員の活動、すなわち、経済的、社会的活動」に則ったことが92年の改正審議の折に明らかにされている。

英国の規定の妥当性はともかくとして、独仏では、上記の意義での組合員の利益が図られる限り、例えば、頭格議決権(1人1票)が累積議決権——オーストリアでは、原始協同組合法(1873年制定、第27条第2項)以来保証されている——に席を譲ることがあっても、組合が現象的に資本金会社化しても、それ自体で協同組合性が揺らぐわけではないとの考え方が有力であることはかつて述べた。ことフランスでは、1985年のScop法改正以降、従事組合員が議決権総数の65%(場合により51%)を確保するかぎりScopとして根拠法の仕組を活用する上で何らの妨げもない——協同組合規定は毀損されない——としてきたが、昨年に成立した社会連帯経済法は同法の重大な法改正を含み、結果としてこの仕切りも解除された。

協同組合とは「何」であるのか、再び深刻な問いを発しなければならない時が来た。

「(湖に浮かべたボートを漕ぐように)我らは後ろ向きで未来に足を踏み入れる。目に映るのは過去の風景ばかり。明日の景色は誰も知らない」(P・ヴァレリー)としても。